



《会計・税務の知識》 課税に不服がある時は

平成22年7月6日付最高裁判決で、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分について、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消され、実務で波紋をよぶことが予想されています。国税庁では、法令解釈を変更し、過納付になっている過去5年分の所得税については、納税者の更正の請求を経て、税務署が減額更正を行い還付手続をすることを公表しました。今回は、納税者が、課税処分不服がある場合及び納税者の主張が認められた場合の流れについて、概論を記載します。

1. 不服がある場合の手続の流れ

納税者は、原則としてまず税務署長等（原処分庁）に対して異議申立てを行い、その決定になお不服がある場合には、国税不服審判所長に審査請求をします。さらにその決定に不服がある場合に、裁判所に訴えを提起することになります。納税者は、自ら修正の申告はせず、処分庁から更正の通知及び加算税の賦課決定通知を受けます。税金に賦課される延滞税の割合は高いので、処分内容が不服でも一旦納税するのが得策です。

2. 平成21年度における不服申立及び訴訟の概要

6月に国税庁が公表した平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）の不服申立、訴訟の結果は次の通りです。納税者の主張が通る割合は、十数パーセントと低い割合です。

*一部取消・敗訴/全部取消・全部敗訴が、納税者の主張が一部又は全部が認められた件数。

		取下げ	却下	棄却	一部取消 一部敗訴	全部取消 全部敗訴	合計
異議申立て	件数	891	806	2,709	525	66	4,997
	構成比	17.9%	16.1%	54.2%	10.5%	1.3%	100.0%
審査請求	件数	285	304	1,620	241	143	2,593
	構成比	11.0%	11.7%	62.5%	9.3%	5.5%	100.0%
訴訟	件数	38	14	252	8	8	320
	構成比	11.9%	4.4%	78.7%	2.5%	2.5%	100.0%

(国税庁 HP 資料を加工)

3. 納税者主張が認められた場合の還付

納税者が一旦納税した本税、過少申告加算税や延滞税等の附加税は還付されます。その時には、本税と延滞税には還付加算金が賦課されます。

相続税において、物納によって一旦納税した場合、物納資産の市場価格が下落している場合であっても、金銭で還付される時には収納価額（相続税の評価額）で還付されますので、市場の動向によっては金銭で還付を受けると有利になる場合があります。なお、還付金等を、物納にあてられた財産で受領する場合には、還付加算金は加算されないことに留意が必要です。

4. 最高裁で納税者主張が認められた場合

法定申告期限から1年以内という更正の請求期限を過ぎていても、判決等で取扱いが変更されて公表となった場合、そのことを知った日の翌日から2ヶ

月以内であれば、更正の請求ができます。

➤ 平成17年2月1日の最高裁で、ゴルフ会員権を贈与により取得した際に受贈者が支出した名義書換手数料を取得費として加算することを認める判決がでました。それに付随して、贈与時の登録免許税等の付随費用も取得費に加算されるよう取扱いが変更になりました。ただし、平成17年当時は、法定申告期限から5年までのものについて職権更正で還付するとされていました。

5. 総括

納税者が課税処分に納得できない時には、行政・司法で議論する準備は措置されており、納税者の主張が通っている事例は多々あります。あきらめずに、十分に議論する事が肝要です。

(担当：山口)